

にも「日本第一の法華經行者」たる自任と傳教大師の門人たる告白とは相並ぶ居たりしものにして、此兩面は一見矛盾の如くなくとも其生涯を一貫したる觀念なりしなり。教義の上に於ても當體義抄には傳教大師の釋義を引用せるを始めとし一念三千の法門に於ても、即身成佛の理想に於ても天台傳教を繼承したりとする自覺は明白なりしなり。従つて天台傳教の兩大師を先師として釋尊と自己との間の傳統者として崇敬すること終生渝らざりしところにして日蓮の多難の一生に於ても傳教大師の南部佛教との衝突論争及び其より受けし迫害とを考へて折伏戰闘は法華の正義傳教の遺緒なりと信じたるなり、慈覺智證に對する日蓮の攻撃は天台の教義に對するものにあらずして彼等が行する眞言に向つての誹謗に外ならざりしなり。奈良朝末の佛教に對する傳教の折伏戰を平安朝末より鎌倉時代に亘れる佛教諸宗に應用したるものは日蓮なりしなり。末法の導師として日蓮自ら之に當らんとしたるは又傳教が豫告に基くと言ふべく要するに正像末三時の相承流傳に於ては、天台傳教は日蓮の先師、日蓮は其完成を天職として現はれたるもの、即ち先師の門人たるが爲めに末法法華一乘の行者となりしものなり。日蓮は何宗の元祖にもあらず又末葉にもあらずさは此關係を見て知るべきなり。(西田)

●宋代の市舶司及市舶條例

文學士 藤田豐八

(東洋學報 第七卷第二號所載)

「第一、市舶源流」に於て漢代の海外貿易、唐代の市舶制度の由來を説き、「第二、宋代の海舶通商の諸港及諸港に於ける市舶司の設置」の條に廣東、兩浙、山東地方の各貿易港につき詳述し、「第三、市舶司官制」の中に宋初各港の市舶使は知州之を兼ね通判、轉運使その副となり別に中央より歲派せる三班内侍を專任の市舶官として實務に當らしめしが、神宗の頃より前二官は虚名を擁するに過ぎずして轉運使三班内侍等實權を收めたるを市舶使は此頃提舉市舶司或は提舉市舶と稱せられし事を記し、「第四、市舶條例」は本篇の眼目にして此條中、一、人口海舶の載貨は一々臨檢して初め一様に税を稅せしが後に區別し細貨は稅率を高くして多く市舶司に收買し粗貨は率を低くして舶商の自賣に委せり、二、珠・貝・玳瑁・象牙・乳香等八種の禁權貨の專賣制は太宗興國元年に確立せしが同七年特に之に準ずる藥物の一部を解放して私賣を許し、又市舶司の收買貨は禁、抽解の貨と共に中央に送納せしが如きも神宗の頃より其幾分を舶司にて收息出賣せしめたり。此點は當時の市舶司の今日の税關と大に異なる所とす。三、海舶出口の許可は各市舶司にて公據を下付し以て禁物の搬出を制し禁地の

往來を止め入貨の偷漏を防ぎしが南宋には回舶に期限を定めて脱税を防ぐ制あり。四、凡そ輸入舶貨既に抽解收買を経れば餘は舶商の自賣を許し其州界内にて更に課税せらるゝなく、此時文引とて貨名數量を記せる販賣許可證を給す。此事は太宗の朝より行はれしが如し。五、宋は夙に市舶の利大なるを認め舶司にて人を派し公據を齎して蕃國に赴き來朝を促せるあり其來るや犒饗緊要を極め又進奉を名とする者は横に抽解せず。六、銅錢出口の嚴禁は太祖の時に始りしが銅は種々の名義にて關出し遂に南宋の錢荒時代を現出せり。尙ほ七、官吏作弊防止規定にも諸條項あり、八、漂着又は居留蕃人に對しても夫々制規あるを説けり。此全研究は史料として著者が吳興の劉承幹氏藏宋會要(永樂大典より抄出)を謄寫せるを主とし宋史、建炎以來朝野雜記、玉海、諸蕃志、文獻通考、通鑑、羊城古鈔、輿史、萍洲可談等以外にも宋人の隨筆類各地の地誌類等を博引旁搜して如上の體統を附せる八十頁の長篇なり。

●支那の古銅器と土器との關係に就て

文學士 濱田耕作

(東洋學報 第七卷第二號所載)

「一、緒論」に古銅器は支那に於ける考古學的遺物の中最も古く最も著しきものなれども其學術的價值乏しきは殆ど存在。發見の狀

態を知るを待ざるを以てなりといひ、二、土器の銅器に及ぼせる影響一には瓦甎の鼎に於ける、横帶狀の凸凹ある敦の土器の手法を反映せる、甗・鬲二器を連續せる銅甗あるが如き、甗・鉢・皿狀の銅器あるが如き是なりといひ、三、銅器の土器に及ぼせる影響一は第二次的なるが銅鼎と全然同形の土鼎あり、銅器を模せる獸環甗・瓦甗・浮彫の打出模範甗・博山瓦爐・瓦尊あるが如き是なりと説き「四、結論」に於て斯く土器・銅器は密接なる關係あるを以て互に比較考察する時は大に裨益する所あるべく、殊によく時代の好尚を反映して變化著しく又他の副葬品と共に出づる場合多き土器は銅器研究の基礎となすべきものなれば支那古銅器は此新方針に依り土器の助けを俟て研究せられざるべからず云々と論じ二十餘箇の寫真版を掲げたり。「以上有高」

彙 報

●口繪解說

東魏天平觀音石像

此の石像は大正五年十月北京に於て得たる所に係り、高さ一尺八寸臺幅八寸あり、法隆寺釋迦三尊像の脇侍佛と略ぼ形式を同く